

朝霞市建築物耐震改修促進計画

[令和 3 年度～令和 7 年度]

令和 3 年 4 月

朝霞市

目 次

第1章 はじめに

- 1 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地震被害履歴、被害想定及び他計画との関連性・・・・・・・・ 3

第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

- 1 朝霞市の今までの取組による耐震化の現状・・・・・・・・・・ 8
- 2 本計画における耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

- 1 耐震化の促進に向けた取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4章 体制

- 1 彩の国既存建築物地震対策協議会・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 応急危険度判定士体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第1章 はじめに

1 計画の概要

(1) 朝霞市建築物耐震改修促進計画（改訂版）の目的

朝霞市建築物耐震改修促進計画（改訂版）（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき策定するものである。

本計画は、昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

(2) 計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は表1のとおりである。

表1 本計画策定までの主な経過

年月日		経過	備考
1981年 (昭和56年)	6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
1995年 (平成7年)	1月	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	最大震度7
	10月	耐震改修促進法制定	
2000年 (平成12年)	6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
2004年 (平成16年)	10月	新潟中越地震	最大震度7
2006年 (平成18年)	1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示（以下「国の基本方針」という。）	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定が規定される。
2007年 (平成19年)	3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度の耐震化率の目標設定（住宅90%等）
2009 (平成21年)	3月	朝霞市建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度の耐震化率の目標設定（住宅90%等）
2011年 (平成23年)	3月	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7

（次ページに続く）

年月日		経過	備考
2013 年 (平成 25) 年	10 月	国の基本方針の改正告示	令和 2 年までに住宅の耐震化率 95%の目標が明示される。
	11 月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組が強化される。
2014 年 (平成 26 年)	12 月	埼玉県地域防災計画改正	県の減災目標の設定
2015 年 (平成 27 年)	2 月	首都直下地震に備える埼玉減災プラン - 埼玉県震災対策行動計画 - 策定 (以下「埼玉減災プラン」という。)	令和 2 年までに住宅の耐震化率 95%の目標を設定
	3 月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和 2 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%の目標が明示される。
2016 年 (平成 28 年)	3 月	国の基本方針の改正	令和 7 年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
		埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和 2 年度の耐震化率の目標を設定（住宅及び民間の多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%）
		朝霞市地域防災計画改正	市の減災目標の設定
	4 月	熊本地震	最大震度 7（2 回記録）
2017 年 (平成 29 年)	3 月	埼玉県住生活基本計画改定	令和 7 年度までに耐震性が不十分な住宅ストックをおおむね解消とする目標を明示
		埼玉県地域強靱化計画策定	令和 3 年度までに多数の者が利用する民間建築物の耐震化率 95%以上とする目標を設定
	7 月	埼玉県 5 か年計画「希望・活躍・うるおいの埼玉」策定	
2018 年 (平成 30 年)	6 月	大阪府北部地震	最大震度 6 弱
	12 月	国の基本方針の改正	令和 7 年度を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
2019 年 (平成 31 年)	1 月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
2019 年 (令和元年)	7 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改正	耐震診断を義務付ける道路を指定
2021 年 (令和 3 年)	3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和 7 年度の耐震化率の目標を設定（住宅を 95%、民間の多数の者が利用する建築物をおおむね解消）

2 地震被害履歴、被害想定及び他計画との関連性

(1) 朝霞市周辺の地震被害履歴

朝霞市周辺で発生した過去の地震被害履歴は、表2のとおりである。

表2 地震被害履歴

発生年月日	マグニチュード	朝霞市の震度	震源地域	被害記述
818(弘仁9)年 7月7日	≥7.5	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上総・下野等、山崩れ谷埋まること数里(1≒545m)、百姓の圧死者多数。
878(元慶2)年 11月1日	7.4	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5~6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つも全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615(慶長20)年 6月26日	6.5	—	江戸	家屋破潰、死傷多く地割れを生じた。詳細不明。
1630(寛永7)年 8月2日	6.3	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、堀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、堀もゆり割れたが、下屋敷は異常なし。
1649(慶安2)年 7月30日	7.0	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺(約1m)ゆり下る。江戸城二の丸石垣・堀破損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり。上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣破損し、八王子、伊那で有感、余震日々40~50回。 (埼玉県)川越で被害があったことが最近わかったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もあるので、震源地を変更する必要はないと思われる。
1791(寛政3)年 1月1日	6.3	—	川越・蔵	蔵で堂塔の転倒、土蔵等の破損。川越で喜多院の本社屋根など破損。

(次ページに続く)

発生年月日	マグニチュード	朝霞市の震度	震源地域	被害記述
1855(安政2)年 11月11日	6.9	V	江戸	「江戸地震」激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積2町(0.22km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度 浦和、蕨、草加、志木、幸手、吹上、栗橋Ⅵ。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴泥砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の、52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村ごとの被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3件。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落ち等あり。
1859(安政6)年 1月11日	6.0	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々破損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1864(元治元)年 12月23日	8.4	～V	安政東海	「安政東海地震」(埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田Ⅴ。
1894(明治27)年 6月20日	7.0	V	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は微動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、家屋破損4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316箇所。(埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894(明治27)年 10月7日	6.7	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂ため池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、煉瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。

(次ページに続く)

発生年月日	マグニ チュード	朝霞市 の震度	震源地域	被害記述
1923(大正 12)年 9月1日	7.9	V～VI	関東南部	「関東地震(関東大震災)」死者 99,331 名、 負傷者 103,733 名、行方不明者 43,476 名、 家屋全壊 128,266 軒、半壊 126,233 軒、 焼失 447,128 軒、流失 868 軒。 (埼玉県)死者 316 名、負傷者 497 名、行 方不明者 95 名、家屋全壊 9,268 軒、半壊 7,577 軒。
1924(大正 13)年 1月15日	7.3	IV	丹沢山塊	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害 大。被害家屋のうちには関東地震後の家の 修理が十分でないことによるものが多い。
1931(昭和 6)年 9月21日	6.9	IV～V	埼玉県中部	「西埼玉地震」(埼玉県)死者 11 人、負傷 者 114 人、全壊家屋 172 戸、中北部の荒川、 利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968(昭和 38)年 7月1日	6.1	—	埼玉県中部	深さが 50km のため、規模の割に小被害で 済んだ。東京で負傷 6 名、家屋一部破損 15、 非住家破損 1、栃木で負傷 1 名。
1988(昭和 63)年 9月29日	5.0	—	埼玉県南部	—
1989(平成元)年 2月19日	5.6	—	茨城県南西部	熊谷で震度Ⅲ、負傷者 2 人、火災 2 件、塀、 壁、屋根瓦、窓ガラス等破損。
2011(平成23)年 3月11日	9.0	IV～V弱	宮城県沖他	東日本大震災 市内で負傷者3人、半壊3棟、一部破損35 棟、火災2件

※資料：「朝霞市地域防災計画（平成 28 年 3 月）」より抜粋

（２）朝霞市の被害想定

「朝霞市防災アセスメント調査（平成 26 年度）」（以下「被害想定調査」という。）では、朝霞市を含む南関東地域で今後発生する可能性が高く、朝霞市への影響が大きい地震として、朝霞市直下の北米プレートとフィリピン海プレートの境界部で発生するマグニチュード 7.3 の地震（以下「朝霞市直下の地震（M7.3）」という。）を想定した被害を予測した。

被害予測結果は表 3 のとおりである。

表3 被害予測結果（朝霞市地域防災計画（平成28年3月）から抜粋）

①建物被害	建築物数	全壊棟数	大規模半壊棟数	半壊棟数		
棟数	24, 599 棟	251 棟	37 棟	1, 985 棟		
②火災	出火件数	炎上出火件数	残出火件数	焼失棟数		
●初期消火率 67%の場合						
冬 5 時	1 件	0 件	0 件	1 棟		
夏 12 時	1 件	0 件	0 件	2 棟		
冬 18 時	3 件	1 件	0 件	6 棟		
●初期消火率 30%の場合						
冬 5 時	1 件	1 件	0 件	3 棟		
夏 12 時	1 件	1 件	0 件	3 棟		
冬 18 時（風速 3m）	3 件	2 件	0. 5 件	18 棟		
冬 18 時（風速 8m）			1. 1 件	49 棟		
③ライフライン被害						
上水道（断水人口）	直後	3 日後	1 週間後	1 ヶ月後		
	77, 907 人	63, 328 人	45, 247 人	4, 927 人		
下水道供給支障人口	3, 368 人					
④人的被害	死者数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数		
●初期消火率 67%の場合						
冬 5 時	17 人	17 人	224 人	93 人		
夏 12 時	6 人	17 人	155 人	53 人		
冬 18 時	9 人	12 人	123 人	55 人		
●初期消火率 30%の場合						
冬 5 時	17 人	17 人	224 人	93 人		
夏 12 時	6 人	17 人	155 人	53 人		
冬 18 時（風速 3m）	11 人	13 人	136 人	55 人		
冬 18 時（風速 8m）	14 人	13 人	139 人			
⑤避難者	建物被害による避難者			断水による避難者		
（冬 18 時・風速 8m）	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
●初期消火率 67%の場合						
全避難者	1, 879 人			18, 003 人	11, 108 人	4, 354 人
避難所避難者	1, 128 人	940 人	564 人	10, 801 人	5, 554 人	1, 306 人
●初期消火率 30%の場合						
全避難者	2, 117 人			17, 970 人	11, 088 人	4, 346 人
避難所避難者	1, 270 人	1, 509 人	635 人	10, 782 人	5, 544 人	1, 304 人
⑥災害廃棄物（瓦礫量）	冬季 18 時・風速 8 m（初期消火率 67%）			冬季 18 時・風速 8 m（初期消火率 30%）		
瓦礫量（重量）	28, 044 トン			35, 322 トン		
瓦礫量（体積換算）	25, 760 m ³			32, 064 m ³		

（注）残出火件数は、小数点で表記しています。

(3) 朝霞市地域防災計画と本計画の関連性

市では、地震などの災害に対し迅速かつ的確に対応するため、朝霞市地域防災計画で事前対策や応急対策などを定めている。

平成 28 年 3 月策定の朝霞市地域防災計画総則・予防計画編では、被害想定調査に基づき、朝霞市直下の地震（M7.3）の発生を想定した減災目標と、目標を達成するための対策や項目を表 4 のように設定している。

建築物の耐震化についての取組も、目標達成のための対策や項目として位置付けられており、県及び市の役割として、耐震改修促進計画の策定や耐震診断及び耐震改修の促進、応急危険度判定体制の確立が明記されている。

表 4 減災目標（朝霞市地域防災計画（平成 28 年 3 月）から抜粋）

減災目標	目標を達成するための対策や項目
震災による死者数を半減する。 最大 17 人→最大 8.5 人 （朝 5 時発生ケース）	・ 建物の倒壊防止 ・ 家具類の転倒防止 ・ 初期消火力の強化及び適切な避難誘導體制の強化 など
水害による死者を出さない。	・ ゲリラ豪雨等の突発的な災害への迅速な対応 ・ 台風等を想定したタイムライン型の防災行動の推進 ・ 洪水、土砂災害に対するリードタイムに基づく円滑な避難活動 など
自主防災組織の結成率を 100%にする。	・ 自主防災組織の結成促進 ・ 自主防災組織活動への積極的な参加促進による組織の活性化 ・ 定期的な防災訓練の実施及び積極的参加の促進 など

(4) 改定埼玉県建築物耐震改修促進計画と本計画の関連性

平成 25 年 11 月 25 日に耐震改修促進法の一部改正が行われ、市町村耐震改修促進計画については、市町村の計画事項が法定化された。

現行制度上、都道府県は耐震化目標を設定するなど市町村の区域を超える広域的な見地からの耐震化施策の役割を担い、市町村は地域固有の状況に配慮しながら都道府県耐震改修促進計画に基づき計画を定めることとされた。

このことから、市町村耐震改修促進計画の果たす役割は重要であるため、改定埼玉県建築物耐震改修促進計画に基づき本計画を改定することとした。

(5) 朝霞市総合計画後期基本計画と本計画の関連性

令和 3 年 3 月に策定された朝霞市総合計画後期基本計画は、災害（地震、火災、水害）に強いまちづくりを推進するために、旧耐震建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策への支援について明記している。

第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

1 朝霞市の今までの取組による耐震化の現状

(1) 対象建築物

県及び市では、旧耐震基準で建築された「住宅」及び表5に掲げる「多数の者が利用する建築物」等を対象として、耐震化の促進に取り組んでいる。

表5 多数の者が利用する建築物の詳細

用途分類	耐震改修促進法第14条第1号 (施行令第6条)による分類	規模(階数、床面積の両方が下 記の規模以上のものが対象)	
		階数	床面積
学校	幼稚園	2階	500㎡
	小学校等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階	1,000㎡
	学校(小学校等以外の学校)	3階	1,000㎡
病院、診療所	病院、診療所	3階	1,000㎡
劇場、集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	3階	1,000㎡
店舗等	展示場	3階	1,000㎡
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階	1,000㎡
	遊技場	3階	1,000㎡
	公衆浴場	3階	1,000㎡
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	3階	1,000㎡
	卸売市場	3階	1,000㎡
ホテル、旅館等	ホテル、旅館	3階	1,000㎡
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	3階	1,000㎡
社会福祉施設等	保育所	2階	500㎡
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階	1,000㎡
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)	3階	1,000㎡
その他	体育館(一般の公共の用に供されるもの)	1階	1,000㎡
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階	1,000㎡
	博物館、美術館、図書館	3階	1,000㎡
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	3階	1,000㎡
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階	1,000㎡
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるもの)	3階	1,000㎡
	事務所	3階	1,000㎡
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	3階	1,000㎡
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3階	1,000㎡

(2) 建築物の耐震化の状況

市内における、旧耐震基準の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化状況については、次のとおりである。

1) 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、県と市の役割分担のもと、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図ってきた。

平成 25 年 10 月から令和 3 年 3 月までの耐震化率^{※1}の推移は表 6 のとおりである。

表 6 住宅の耐震化率の推移

(単位：戸)

	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の住宅			昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率 (%)
	a	耐震性 なし ^{※2}	耐震性 あり ^{※2}			
		b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
平成 25 年 10 月 1 日 ^{※3}	10,546	4,574	5,972	49,274	59,820	92.4%
平成 30 年 10 月 1 日 ^{※3}	8,680	3,698	4,982	52,520	61,200	94.0%
令和 2 年 3 月 31 日 ^{※4}	8,199	3,472	4,727	54,088	62,287	94.4%
令和 3 年 3 月 31 日 ^{※4}	7,878	3,321	4,557	55,133	63,011	94.7%

耐震化率の算出においては、総務省統計局で公表している「住宅・土地統計調査」を基に算出した。

平成 25 年及び平成 30 年の調査結果を基に推計した令和 2 年度末の住宅の耐震化率は 94.7%となっている。

2) 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物については、県と市で連携し、公共建築物と民間建築物に対して、それぞれ耐震化の促進を図ってきた。

-
- ※1 耐震化率の算定：昭和 56 年 5 月までに工事に着手した建築物のうち耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合で算出
- ※2 令和 2 年度の国土交通省の算定方法により按分
- ※3 それぞれの年の住宅・土地統計調査（総務省）により算出
- ※4 平成 16 年 10 月 1 日から平成 30 年 10 月 1 日の住宅・土地統計調査（総務省）により推計

2)-1 市有建築物

市が所有する建築物は、地震発生時の災害対策本部の設置や救護・治療活動の中枢を担うなど、災害時の重要な拠点となる施設が多い。

そのため、防災上重要な市有建築物の耐震化を速やかに進めてきた。

その結果、平成 29 年度に市有建築物に関する「多数の者が利用する建築物」（表 5 参照）の耐震化が完了し、耐震化率の目標（100%）を達成した。

表 7 令和 2 年度末の多数の者が利用する建築物（市有）の耐震化率

（単位：棟）

	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の建築物			昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)
		耐震性 なし	耐震性 あり			
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
学校	15	0	15	6	21	100%
病院・診療所	-	-	-	-	-	-
劇場・集会場等	3	0	3	4	7	100%
店舗	-	-	-	-	-	-
ホテル・旅館等	-	-	-	-	-	-
賃貸住宅等	-	-	-	-	-	-
社会福祉施設等	0	0	0	3	3	100%
消防庁舎	-	-	-	-	-	-
その他一般庁舎	3	0	3	1	4	100%
その他	-	-	-	-	-	-
合計	21	0	21	14	35	100%

2)-2 民間建築物

民間建築物は、多くの市民が日常の生活において利用する建築物であり、地震が生じた場合には大きな被害が想定されるものである。埼玉県耐震改修促進計画では、民間建築物（民間の多数の者が利用する建築物）において、令和 7 年度の目標をおおむね解消（令和元年度末時点で耐震化率 94%）としていることから、所管行政庁である県と連携して耐震化の促進に取り組むものとする。

2 本計画における耐震化の目標

(1) 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、耐震化の進捗や施策の状況確認を行い、必要に応じて計画の見直し等を行う。

(2) 対象建築物

対象となる建築物については、住宅及び表5に示す多数の者が利用する建築物とする。

(3) 耐震化の目標

本計画における、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標は表8のとおりである。

表8 令和7年度における耐震化率の目標

		現計画の目標 令和2年度	改定後の目標 令和7年度	令和元年度 実績
住 宅		95% →	95%	94.1%
多数の者が利用 する建築物	市有	100% (達成済み) →	—	100%
	民間	95% →	おおむね解消	-

第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

1 耐震化の促進に向けた取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、その所有者等が震災対策を自らの問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠である。

このことから、所有者の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減は大変重要となる。

そこで、県及び市は耐震化目標を達成し、地震発生時の被害を軽減するために、次項に掲げる施策に取り組む。

2 具体的な施策

(1) 住宅及び民間建築物の耐震化の促進に関する取組

住宅及び民間建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅及び建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題として意識して取り組むことが不可欠である。

市は、住宅及び民間建築物の所有者等に対して、防災意識、耐震診断及び耐震改修の重要性の啓発に加え、耐震化助成制度の情報提供、耐震化費用の助成制度の利用を促し、所有者等の費用負担の軽減を図るように努める。

また、住宅及び民間建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の支援について、県と市における適切な役割分担、連携の下に取り組むこととする。

・各種支援の実施

県は、平成 18 年度に策定した埼玉県建築物耐震改修促進計画に基づき、多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物の耐震診断及び耐震改修に対する助成制度を創設している。

市は、平成 16 年度より既存建築物耐震化対策促進事業を実施しており、市民の生命、財産を震災から保護する上で、種々の助成制度を効果的に活用し、民間建築物の耐震化の促進に努める。

朝霞市の耐震化助成制度

事業	既存建築物耐震化対策促進事業
要 綱	朝霞市既存建築物耐震診断補助金交付要綱 朝霞市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱
施行日	平成 16 年 4 月 1 日施行
対象建築物	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物

・相談窓口の設置及び情報提供

市は、住宅及び民間建築物の耐震化に関しての相談窓口を設け、情報提供による意識の啓発や、住民のニーズを把握し、各取組みに反映させるなど、耐震化の促進を図る。

・リーフレットの配布及び各種イベント等による啓発

市は、住宅及び民間建築物の耐震化の促進のため、震災対策啓発のためのリーフレットを作成し、耐震診断、耐震改修、耐震シェルターの設置、ブロック塀等の安全対策及び家具の転倒防止対策を啓発するとともに、市の補助制度や税制優遇の周知を図る。

また、各種イベント等の場において、耐震化の重要性及び必要性についての普及啓発活動を実施する。

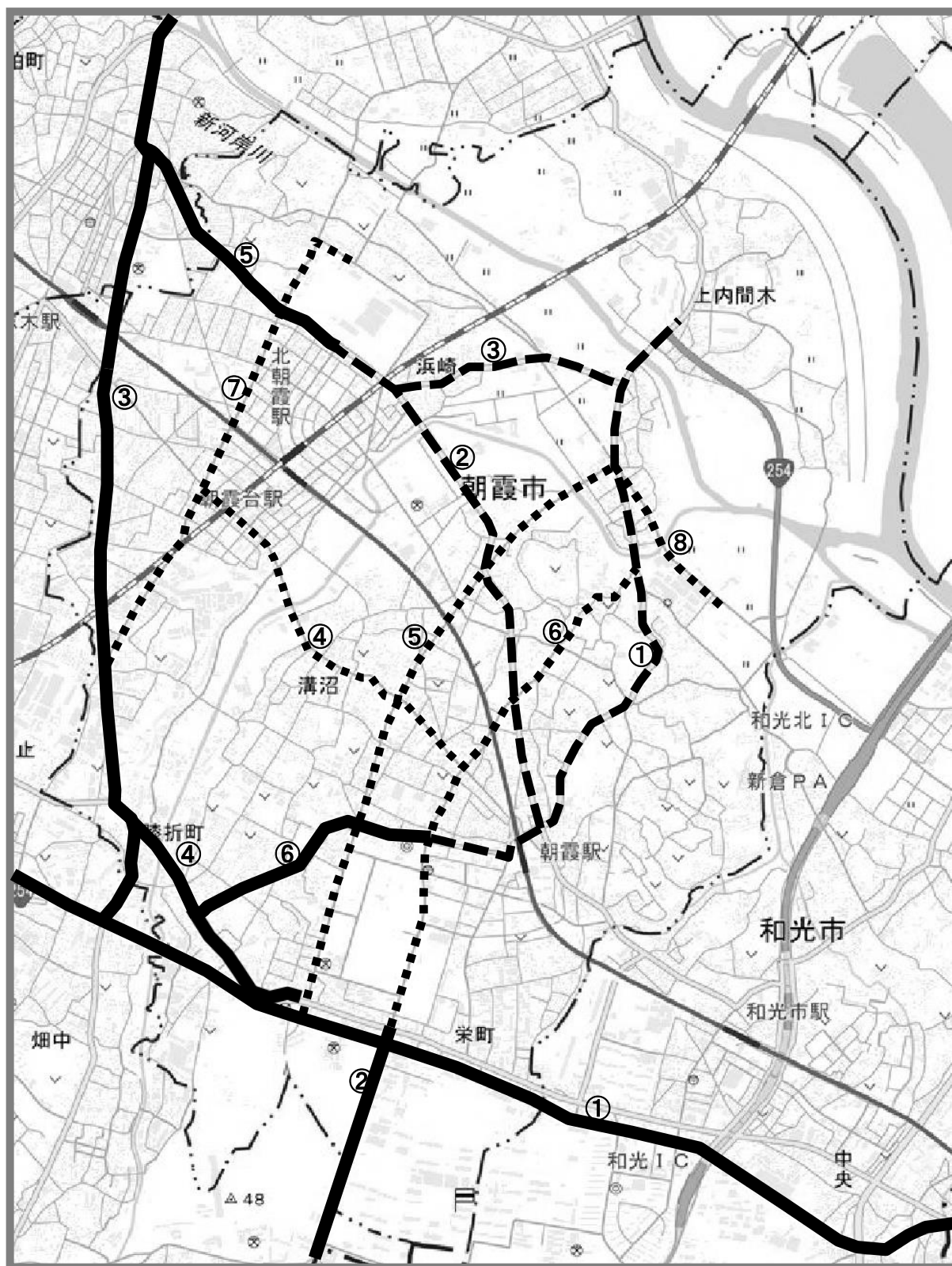
さらに、市では、木造住宅の無料簡易耐震診断を行うよう努め、住宅の耐震化の促進を図る。

・緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

市は、県との適切な役割分担のもと、震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う緊急輸送道路の機能確保のため、倒壊によって道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震化の促進に努める。

■緊急輸送道路（朝霞市地域防災計画（平成28年3月）から抜粋）

県指定	① 一般国道254号：市内全線
	② 一般県道東京朝霞線：朝霞市幸町（国道254号との交差点）～新座市境
	③ 主要地方道保谷志木線：市内全線
	④ 一般県道新座和光線：朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点）
	⑤ 一般県道和光志木線：志木市境～朝霞市北原（武蔵野線ガード下付近の交差点）
	⑥ 主要地方道朝霞蕨線：朝霞市役所～朝霞市幸町（警察署前交差点）
市指定	① 主要地方道道朝霞蕨線：市中部の地域防災拠点と朝霞クリーンセンターを結ぶ南北連絡路
	② 一般県道和光志木線：市北西部～市中部の地域防災拠点を結ぶ連絡路
	③ 一般県道ふじみ野朝霞線：内間木支所、第三小学校への連絡路及び市北部の東西連絡路
	④ 市道1号線：溝沼市民センターへの連絡路及び市中部における東西連絡路
	⑤ 市道2号線：国道254号と主要地方道朝霞蕨線を結ぶ南北連絡路
	⑥ 市道8号線：市中部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路
	⑦ 市道9号線：市西部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路
	⑧ 市道22号線：第九小学校への連絡路



(朝霞市地域防災計画（平成 28 年 3 月）から抜粋)

- 〈凡 例〉
- 県指定緊急輸送道路
 - - - 市指定緊急輸送道路（県道）
 - 市指定緊急輸送道路（市道）

（２）多数の者が利用する建築物（市有建築物）の耐震化の促進に関する取組

市は、防災上重要となる耐震性が確保されていない市有建築物の耐震化を図り、平成 29 年度に多数の者が利用する建築物（市有建築物）の耐震化が完了し、耐震化率の目標（100％）を達成した。

（３）その他の安全対策

・ブロック塀等の安全対策

現行の建築基準法等の規定に合わない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊しやすく、生命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたすことが考えられる。

市は、県との適切な役割分担のもと、これらのブロック塀等の安全性向上のため危険なブロック塀等の撤去費用への補助事業等により安全対策を促進する。

なお、新たなブロック塀等の設置を希望する方については、生け垣設置補助制度を奨励する。

※建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 31 年 1 月 1 日施行）に伴い新設された、国土交通省所管の防災・安全交付金（基幹事業）「ブロック塀等の安全確保に関する事業」の実施要件が「地方公共団体が地域防災計画又は耐震改修促進計画に位置付けた避難路沿道等」とされているため、この補助事業の対象となる避難路沿道等を下記のとおりとする。

（避難路沿道等）

朝霞市地域防災計画に定める避難所等に直接通じる建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項及び第 2 項に規定する道路又は市が認める公共施設

・耐震シェルター等の活用

耐震改修が完了していない旧耐震基準の木造住宅は、地震により倒壊する危険性があるため、生命に関わる被害が生じることが考えられる。

そこで、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し、命を守ることができるよう、耐震シェルター等の活用を推進する。

・家具の転倒防止対策

市は、建築物の耐震化を促進するだけでなく、地震時の家具等の転倒による圧迫死を防止するため、家具や電化製品の固定を促すためのリーフレット

等を活用し、市民の防災意識の普及啓発を図る。

・エレベーターの地震対策

東日本大震災では、本県を含め全国 20 都道県で合計 257 件のエレベーターの閉じ込めが発生した。

大地震が発生した場合、エレベーターの閉じ込め等が発生する可能性が高く、救助には長い時間を要する。

市は、エレベーターの閉じ込め防止のための日常点検に関する情報提供を行う。

・地震保険の加入率向上

地震による被害を補償する地震保険については、令和元年度末の加入率が全国平均で約 33.1%、埼玉県の加入率が約 32.7%である。

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は大変効果がある。

市は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などの情報提供など、地震保険の加入率向上のため、普及啓発に努める。

・窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

市は県と連携し、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の指導を行う。

・建築物の土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要と考えられる。

市は、県との適切な役割分担のもと、建築物が土砂災害に対して安全な構造となるよう改修や移転等の対策の実施が行われるように啓発を図る。

・建築物の大雪対策

平成 26 年の大雪時には、屋根の崩落など、県内でも多大な被害が発生した。市は県と連携し、法改正や各種制度通知など、国の動向に注視し、建築物の大雪対策について適切な対応を図る。

・地震ハザードマップの活用

市は、市域の地震による揺れの強さや揺れによって引き起こされる建物倒壊及び液状化の危険度を地図上に表した地震ハザードマップを作成、公表及

び周知するよう努める。

・ **安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備**

住宅リフォーム工事に伴う消費者被害を防ぎ、また、住宅及び民間建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境を整備する必要がある。

市においては、耐震診断及び耐震改修を図るための相談窓口を設けており、情報提供の充実を図るとともに、安心して耐震改修工事を実施できるようにするため、朝霞市既存建築物耐震改修等補助制度において中間検査を実施する。

・ **新耐震基準の木造住宅への対応**

平成28年4月に発生した熊本地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認された。

このことから、市は県との適切な役割分担のもと、必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物^{※5}への地震対策の促進に努める。

・ **リフォームに併せた耐震改修の誘導**

市は、朝霞市個人住宅リフォーム資金補助制度や高齢者等住宅改善費補助事業、介護保険における住宅改修を耐震改修促進の機会と捉え、同時に耐震改修の実施が行われるように啓発を図る。

・ **町内会等との連携**

災害発生時には、市民が結集して地域で活動できるような自主防災組織等の地域の連携が重要である。朝霞市地域防災計画のもと、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。また、町内会や自主防災組織を通じて、広く市民に耐震診断を受けるよう働きかけを行う。

・ **県の施策の周知**

県は、改定埼玉県建築物耐震改修促進計画に基づき、地震発生時の被害を軽減するために、耐震化促進に係る様々な施策等に取り組んでいる。市は、県の施策等の動向に注視し、その周知に努めるものとする。

※5 耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの

第4章 体制

県、市町村及び建築関係団体は、下記の協議会等を通じ、情報の共有や各種イベントの開催及び災害発生時の体制づくりを行っている。

1 彩の国既存建築物地震対策協議会

県、市町村及び建築関連団体で構成する「彩の国既存建築物地震対策協議会」は、会員相互の綿密な連携の下、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の促進を図ることを目的とし、平成10年1月に創設された。

令和2年4月時点において75会員（埼玉県、63市町村、及び11建築関係団体^{※6}）で構成している。

市は、当協議会を活用し、会員相互の綿密な連携の下、住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとする。

2 応急危険度判定士体制の整備

県は、平成7年から応急危険度判定士の養成を開始し、建築物が被災した際、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害の防止や県民の安全の確保を図るため「埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱」を定め、災害発生時の的確な応急危険度判定活動ができる体制を整えている。

また、彩の国既存建築物地震対策協議会を通じて、応急危険度判定の模擬訓練、応急危険度判定コーディネーター講習会及び市町村ごとに連絡訓練を行っている。

市は、当協議会の活用及び連絡訓練の実施等により、災害発生時の的確な応急危険度判定活動ができる連絡体制等を整えており、今後も引き続きこの体制を維持していく。

※6 建築関係団体（11団体）

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ・一般社団法人埼玉建築士会 | ・公益財団法人埼玉県住宅センター |
| ・一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 | ・埼玉土建一般労働組合 |
| ・一般財団法人埼玉県建築安全協会 | ・建設埼玉 |
| ・一般社団法人埼玉建築設計監理協会 | ・埼玉県住まいづくり協議会 |
| ・一般社団法人埼玉県建設業協会 | ・一般財団法人さいたま住宅検査センター |
| ・一般社団法人日本建築構造技術者協会 | 関東甲信越支部 埼玉サテライト（JSCA 埼玉） |